

滋賀県災害時ペット同行避難ガイドライン



滋賀県

目次

はじめに	2
飼い主編	3
1. 平常時		
(1) ペットが迷子にならないための対策（飼い主の明示）		
(2) しつけ		
(3) 健康管理		
(4) ペット用避難用具の確保		
(5) 避難所の確認や預け先の確保		
(6) ペット別の注意点		
2. 災害発生時	8
(1) 避難時の注意点		
(2) 避難所での注意点		
ア. 同行避難動物の受付		
イ. 避難所内での飼育		
ウ. 飼育場所の閉鎖		
市町編	10
1. 平常時		
(1) 飼い主への啓発		
(2) ペット同行避難者の受入れ検討		
(3) 防災訓練やマニュアルの見直し		
2. 災害発生時	13
(1) ペットの同行避難受入れの判断		
(2) 避難所での受入れ		
(3) 飼育場所の管理・運営		
(4) 飼育場所の閉鎖		
(5) その他		
滋賀県編	15
1. 平常時		
(1) 飼い主への啓発		
(2) 市町の取り組み状況の把握		
(3) 関係機関との情報交換		
2. 災害発生時	15
(1) 滋賀県動物救護本部の設置		
(2) 被災地域における動物の保護		
(3) 避難所におけるペットの適正な飼養助言		
ペットとの同行避難体制推進資料	17

はじめに

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、住民は緊急避難を余儀なくされたため、自宅に取り残されたり、放浪状態となった動物が多数生じました。

また、飼い主と共に動物が避難できた場合でも、避難所での取扱いに苦慮する例が見られました。

滋賀県では、平成 25 年 9 月の台風 18 号において記録的な大雨となり、全国初の大雨特別警報が発表されました。このため県内各地で河川が氾濫して、浸水被害が多数発生し、飼い主と共に動物が避難した事例がありました。

地震による災害だけではなく、台風による水害など災害はいつ起きるかわかりません。災害時には人命救助、人の生活の確保が第一であることは言うまでもありませんが、ペットが家族の一員として位置づけられ、生活の中で重要な部分を占めるようになってきている現在、犬や猫などのペットとどのように避難するかを考えることは、被災した飼育者を支援するばかりでなく、避難所等の人への危害防止にもつながります。

日頃からの備えが大変重要ですので、このガイドラインを読んで御家庭や地域で備えてください。

このガイドラインでは、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（環境省告示）に定義されている、家庭等でペットとして飼育されている哺乳類、鳥類、爬虫類のうち主に犬および猫などのペットを対象として想定しています。

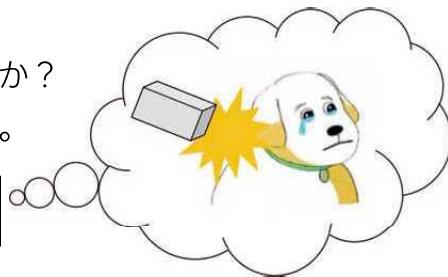
日頃から飼い主さんに気をつけていただきたいこと、災害への備えとして考えておきたいこと、災害時の注意点を説明します。

まずは飼い主が助からなければ、ペットも救えません。

- ・御自身や家族の防災対策はできていますか？
- ・普段ペットがいる場所の周囲に危険はありませんか？

身のまわりのことから見直して、災害に備えましょう。

[例 屋外で係留している横のブロック塀が倒れるかも
屋内で本棚から本が飛び出るかも]



1. 平常時

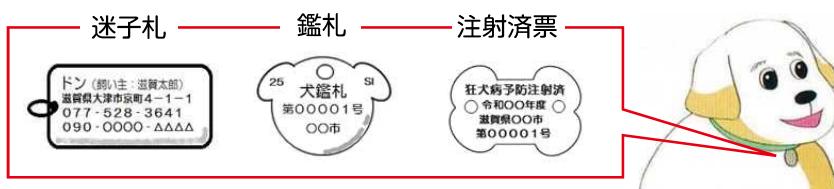
(1) ペットが迷子にならないための対策（飼い主の明示）

災害時の混乱の中では、ペットと離れ離れになってしまふこともあります。

迷子になったペットを探す時のために、飼い主がわかるようにマイクロチップや迷子札等を装着しましょう。犬の場合は、鑑札・注射済票の装着が義務づけられているので、忘れないようにしましょう。

また、迷子になった時に掲示するために、写真と特徴を記載した迷子ポスターを作成しておきましょう。

・迷子札



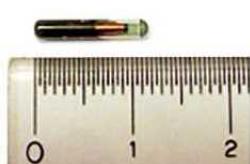
・鑑札・注射済票

(飼い犬は狂犬病予防法により装着が義務付けられています)

・マイクロチップ

(令和4年6月1日から犬猫へのマイクロチップ装着が制度化されました。飼い主情報を登録し、飼い主の変更、連絡先の変更、死亡による削除等、登録したデータに変更がある場合は変更手続きが必要です。)

<マイクロチップが装着されていない場合>



マイクロチップ
(公社) 日本獣医師会 HP より

<マイクロチップが装着された犬や猫を飼い始めた場合>



環境省ホームページ
「犬と猫のマイクロチップ情報登録」
(<https://reg.mic.env.go.jp>)



※令和4年6月以降にペットショップ等から購入した犬、猫にはマイクロチップが装着されています。

(2) しつけ

緊急時に安全に避難し、避難所の飼育場所で避難生活がおくれるよう、日頃からケージ（キャリーバック、クレートなど）に入ることに慣れさせておきましょう。慣れておくと動物病院への通院など他の場合にも助かります。



《クレートトレーニング》

まずはケージの存在に慣れさせ、少しづつ入り口から奥へとフードや好物を使って誘導していきます。

また、「おいで」や「まて」ができると避難準備が早くでき、万が一はぐれても保護されやすくなります。

避難所には多くの人が集まります。日頃からいろいろな人や動物とも仲良くできるように慣れさせておきましょう。無駄吠えをしないことやトイレなどの基本的なしつけも大切です。

また、日頃から、シャンプーやブラッシングをして清潔にしておきましょう。汚れや臭いがひどいとトラブルの元になってしまいます。

しつけの方法がわからないときは、次の相談先までご相談ください。

【しつけの方法に関する相談先】

一般財団法人滋賀県動物保護管理協会

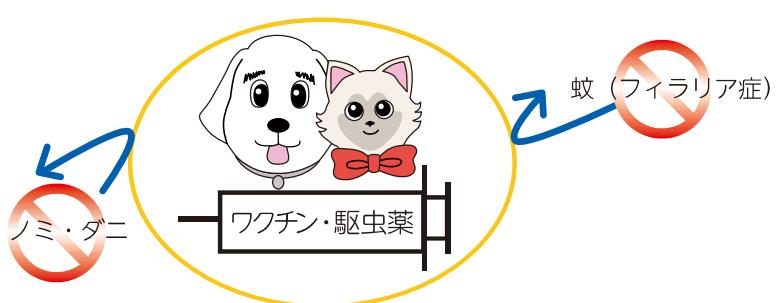
住所：湖南市岩根 136-98 滋賀県動物保護管理センター内

TEL : 0748-75-6522 URL : <http://www.sapca.jp/>

(3) 健康管理

犬は、飼い犬登録と毎年の狂犬病予防接種が義務付けられています。

感染症予防のため、ワクチン注射やフィラリア症、ノミ・ダニなどの寄生虫の駆除を日頃から行いましょう。



集団での飼育中の発情によるトラブル防止や迷子になった場合の思わぬ繁殖を防ぐためにも、性的ストレスの軽減、感染症の防止、無駄吠え等の問題行動の抑制などの効果を考え、不妊・去勢手術をしておきましょう。

(4) ペット用避難用具の確保

少なくとも5日分（できれば7日間分以上）の餌や水、身の回りに必要な準備をしましょう。また、病気等の理由で特別食を与えている場合は、それ以上の餌を準備しておくことが望ましいです。

参考：動物が一日に必要な水の量：50ml／kg／日（これ以上を備える必要あり）

例：成猫（4kg、5日間）の場合、 $50\text{ml} \times 4 \times 5 = 1,000\text{ml}$ 、

成犬（10kg、5日間）の場合、 $50\text{ml} \times 10 \times 5 = 2,500\text{ml}$

特定のフードしか食べないという場合は、そのフードがない時やストレスで食べられない時に困りますので、おやつ代わりにいろいろなフードに慣れておくとよいでしょう。

備蓄品はすぐに取り出せる場所に置きましょう。室内の数か所に分けておいたり、物置など外で取り出せる場所にも置いておくと、後から取り出すことができます。

—ペット用避難袋（例）—

フード、水、食器、薬、ケージ、キャリーバッグ、予備のリード・首輪、ペットシーツ、タオル、トイレ用品（猫の場合は使い慣れた猫砂など）、ビニール袋、飼い主と一緒に写った写真（ペットの全身が写っているもの）、健康手帳（既往症、ワクチン接種状況がわかる記録、鑑札・マイクロチップの番号）、マジックペン、紙、ガムテープ

(5) 避難所の確認や預け先の確保

同行避難が可能な動物は犬・猫・その他家庭における愛玩動物と考えられます。

地元避難所の運営マニュアル等で、ペットを連れて行く際の注意事項や、避難所での飼育場所や飼育ルールを確認しましょう。実際に家族でペットを連れて避難所に行く訓練を行い、所用時間や危険な場所等を確認しておくことで、より安全に避難することができます。

避難所への避難以外にも、親戚や友人など、ペットの一時預け先を探しておきましょう。

特定動物など危険な動物は同行避難ができませんので、事前に避難先・預け先を検討しておく必要があります。

●緊急時の預け先

メモ

氏名：	連絡先：
住所：	

(6) ペット別の注意点

このガイドラインでは犬と猫を想定して記載していますが、犬猫以外の小動物、鳥類、両生類、爬虫類、魚類についても少しふれておきます。

ア. 小動物（ウサギ・ハムスター等）

種類により人に慣れる度合いは違いますが、連れて逃げることができるよう移動やケージに慣らしておきましょう。

避難先では、おおむね夏は高温多湿を避け、風通しがいい場所に置き、冬はペットヒーターや段ボール箱で保温を心がけ（カイロは酸素を使うので、換気を行い酸欠にならないよう注意）、急激な温度変化に注意します。

新鮮な水を与えます。フードが限定されている動物が多いので、すぐに手に入らない場合を考え、備蓄を行いましょう。

イ. 鳥類

上記に加え、移動中、ケージ内で羽ばたいて怪我しないよう、羽ばたかせないよう羽をバンテージで巻いたり、軟らかいものの中に入れて、逃げる際に怪我させずに運ぶことを考えましょう。

ウ. 両生類・爬虫類

水生のもの、陸生のものについて、それぞれに必要な温度や湿度環境を維持できるか、特殊なフードが必要なものは飼育が困難になりますので、いざという時の預かり先の確保を考えておいてください。

エ. 魚類

水槽に飛散防止フィルムを貼っておくことや電気コードやヒーター等熱源の発火トラブル対策を行いましょう。

保温が必要なものはどうするか、水をどのように確保しておくかも考える必要があります。

日頃の備えチェックリスト（ペットを守るために）

1. ペットが迷子にならないための対策（飼い主の明示）

- 首輪、けい留器具の定期的点検・交換
- （犬の場合）鑑札・注射済票をつける。
- 迷子札をつける。
- マイクロチップをつける。



2. しつけ

- ケージの中で落ち着いて過ごせる。
- 「おすわり」「ふせ」「まて」「おいで」などができる。
- トイレのしつけができている。
- 無駄吠えをしないようしつけができている。
- 人や他の動物に対して過剰に反応しない。人や他の動物を怖がったり、攻撃的にならない。

3. 健康管理

- （犬の場合）飼い犬登録と毎年の狂犬病予防注射をしている。
- ワクチン接種やフィラリア症予防をしている。
- ノミ・ダニなどの寄生虫の駆除をしている。
- （繁殖を望まない場合）不妊・去勢手術をしている。

4. ペット用避難用具の確保

- | | | | |
|---|---------------------------------|----------------------------------|----------------------------|
| <input type="checkbox"/> フード | <input type="checkbox"/> 水 | <input type="checkbox"/> 食器 | <input type="checkbox"/> 薬 |
| <input type="checkbox"/> 健康手帳 | <input type="checkbox"/> ケージ | <input type="checkbox"/> キャリーバッグ | |
| <input type="checkbox"/> 予備のリード・首輪 | <input type="checkbox"/> ペットシーツ | <input type="checkbox"/> タオル | |
| <input type="checkbox"/> トイレ用品 | <input type="checkbox"/> ビニール袋 | | |
| <input type="checkbox"/> 飼い主と一緒に写った写真（ペットの全身が写っているもの） | | | |
| <input type="checkbox"/> マジックペン | <input type="checkbox"/> 紙 | <input type="checkbox"/> ガムテープ | |

5. 避難所の確認や預け先の確保

- 避難所の場所と自分の地域のルールを確認している。
- 緊急時の預け先を決めている。

2. 災害発生時

飼い主自身の安全を確保することを大前提とし、家屋が倒壊などから免れ、安全に過ごせると判断した場合、ペットを家に居させるか、同行避難するかを判断します。

災害時に素早く避難できるか、避難途中の危険、慣れない場所への移動によるストレスなど状況はそれぞれ違いますので、何がベストかを考えます。

同行避難する場合は、同行避難できる避難所へ、飼っているペットと一緒に避難します。

(1) 避難時の注意点

避難時にも危険があります。飼い主がパニックにならず、**ペットを安全にコントロール**しなければなりません。

避難時に逃がさないため、首輪が緩んでいないか破損していないか確かめて、リードをつけるかケージに入れて避難しましょう。

ケージに入れたら安全な環境に落ち着くまでケージを開けないようにしましょう。

地面を歩かせて避難する場合は、割れたガラスなどケガの危険が予想されます。**足を守る手段**を考えましょう（例：動物用のラバー靴下や人の靴下を利用する）。

(2) 避難所での注意点

飼い主は災害発生時においてもペットの健康と安全を守るとともに、避難所等で他の避難者の迷惑にならないよう努めなければいけません。

ア. 同行避難動物の受付

避難所では**運営組織の指示に従い**、ペットを飼育場所へ収容します。

ペットを飼育場所へ収容する際には、そのペットの受付を済ませましょう。

運営組織の許可を得ている場合を除き、人の避難施設へペットを持ち込んではいけません。

イ. 避難所内での飼育

同行避難してきたペットの世話を原則として**飼い主全員が連携して**行い、動物飼育場所の運営を行います。

飼い主同士協力し、**避難所での飼育ルールに沿って**飼育しましょう。

(ルールの例)

- ・飼育場所は常に清潔にし、極力臭いなどを出さないようにしましょう。
- ・決まったところで排泄させ、排泄物はルールに則って処分しましょう。
- ・犬には適切な運動や気分転換が必要です。飼い主の方達が協力し、避難所のルールに従って行ってください。
- ・ペットをケージ等の外へ連れ出す際には、事故防止のため必ずリードで繋ぎ、絶対に放してはいけません。
- ・この非常時にペットが逃げ出してしまうと、普段以上に見つかりにくく、また保護するのに多大な労力を要することになります。それを防止するためにも首輪や胴輪は適切に装着しましょう。
- ・トラブルは原則的に当事者同士で解決するものとします。
- ・事故防止のため、飼育場所へは関係者およびボランティア等の協力者以外は立ち入らせないようにしましょう。



ポイント

動物飼育場所で重要なことは「事故を起こさないこと」です。咬みつき事故を始め、飛びつき等によりけが人が出ないよう十分注意して管理してください。
他人に対する注意が必要ですが、自分が怪我をしないように注意することも大切です。
避難所では皆、大きなストレスを感じています。自らの常識のみにとらわれず、お互いに譲り合い、謙虚な気持ちで協力しあう事が非常に重要です。

災害時に飼っているペットの体調に異変があったとしても、その状況等によって全ての動物病院に受診できるとは限りません。必要に応じてかかりつけの獣医師に相談していただきか、滋賀県動物救護本部に連絡してください。

飼養のための物資等が不足している場合、運営組織及び市町村対策本部を通じて滋賀県動物救護本部あてに必要な物資の供給を依頼します。要求する物資は必要な分とし、余分な量の要求は行わないようにしましょう。

また、飼い主が不明な動物が避難所の動物飼育場所に一時的に保護される場合もあります。自らのペットたちと同様に世話をするよう、御協力お願いします。

ウ. 飼育場所の閉鎖

①後片付け

避難所が役目を終えるときには動物飼育場所もその役目を終えます。

同行避難場所から帰宅や避難場所を移るときには後片付けが重要です。

飼い主同士が協力して、責任を持って片付けましょう。

②新たな飼い主の募集

収容された飼い主不明の動物や飼い主が引き取れなくなった動物には新たな飼い主を探す必要があります。模範的な飼い主になっていただける方を募集することになりますので御協力をお願いします。

市町編

市町では、犬の登録や狂犬病予防業務など日頃の業務において、動物の適正飼養について啓発を推進するとともに、災害発生時に避難所を設置する場合には、ペットを同伴する被災者の受け入れについても考慮し、被災者がペットと一緒に避難し安心が得られるよう努めるものとします。

同行避難は、飼い主がすみやか避難するためだけでなく、ペットが放浪することで起こること、例えば咬みつき事故や野良化などの住民への危害を防止し、生活環境保全のためにも重要です。

1. 平常時

(1) 飼い主への啓発

ペットの適正な飼育や災害時の備え等について飼い主への啓発を推進します。

✿ 犬の場合 ✿

- ・**飼い犬登録**や年1回**狂犬病予防接種**を実施すること
- ・**鑑札と注射済票の装着**が義務付けられていること

(2) ペット同行避難者の受入れ検討

避難所におけるペット同行避難者の受入れができるよう検討・検証します。

(3) 防災訓練やマニュアルの見直し

ペットの同行避難が可能となった市町は、防災訓練でのペットの同行避難の実施やマニュアルの見直しを図ります。

避難所におけるペット同行避難者の受入れについては、動物を飼っていない人にも配慮し（鳴き声、毛の飛散、臭い、アレルギー等）、下記の項目について検討を行います。

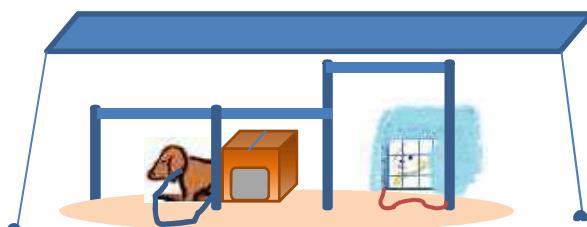
- ・避難所施設や地域の状況に合わせ、ペットの飼育場所を選定し、何頭収容可能かについても把握する。

〔 例：・人が生活する場所とペットの飼育場所を分ける。
　　・ペット飼育者とペット非飼育者の生活場所に分ける。
　　・人の動線を考え、人と動物もともに落ち着けるように配置する。 〕

- ・飼育管理のルールを決め、受付、配分、当番等のマニュアルを作成する。
(ペットの飼育については、飼い主が責任をもって管理する。
あらかじめ飼育管理のルールを作成し、地域住民へ周知徹底を図ることで、災害時に備える。)
- ・情報収集方法を確認する。(ペットフード等の物資の供給、迷子のペット)
＊災害時、収集した情報はとりまとめて、市町を通じ滋賀県動物救護本部へ支援を要請する。
- ・同行避難ができる避難所を住民へ周知する。
- ・避難所でのペットの受け入れ等について、地域防災計画や避難所運営マニュアルに加える。

飼育場所の条件

- ・**風雨や暑さをしのげ、清掃しやすい場所。**
屋根付きガレージ等が利用できます。犬は人間のように発汗による体温調節があまりできません。犬猫の最適温度は22℃前後で、人ならば涼しいと感じる環境です。人が暑いと感じる環境は、熱中症になる可能性があります。
- ・**臭いがこもらない、もしくは多少臭いがこもっても大丈夫な場所。**
建物の室内などでは臭いが染み付くこともあります。
- ・**避難施設(人の居住場所)および避難者の往来から離れた場所。**
他人の気配によってペットが落ち着かなくなります。動物嫌いな避難者にとって動物がいることがストレス要因になります。避難者の安全確保を考え設定します。
- ・**ペットの臭気や鳴き声が避難所にできるだけ届かない場所。**
動物好きな人にとっても、非常時には臭気や鳴き声がストレス要因となります。
- ・**ペットの保管場所だと明確に示すことができる場所。**
避難しているペットにもストレスがかかっているため、不用意な接触による事故を防止します。特に小さな子供等には注意する必要があります。

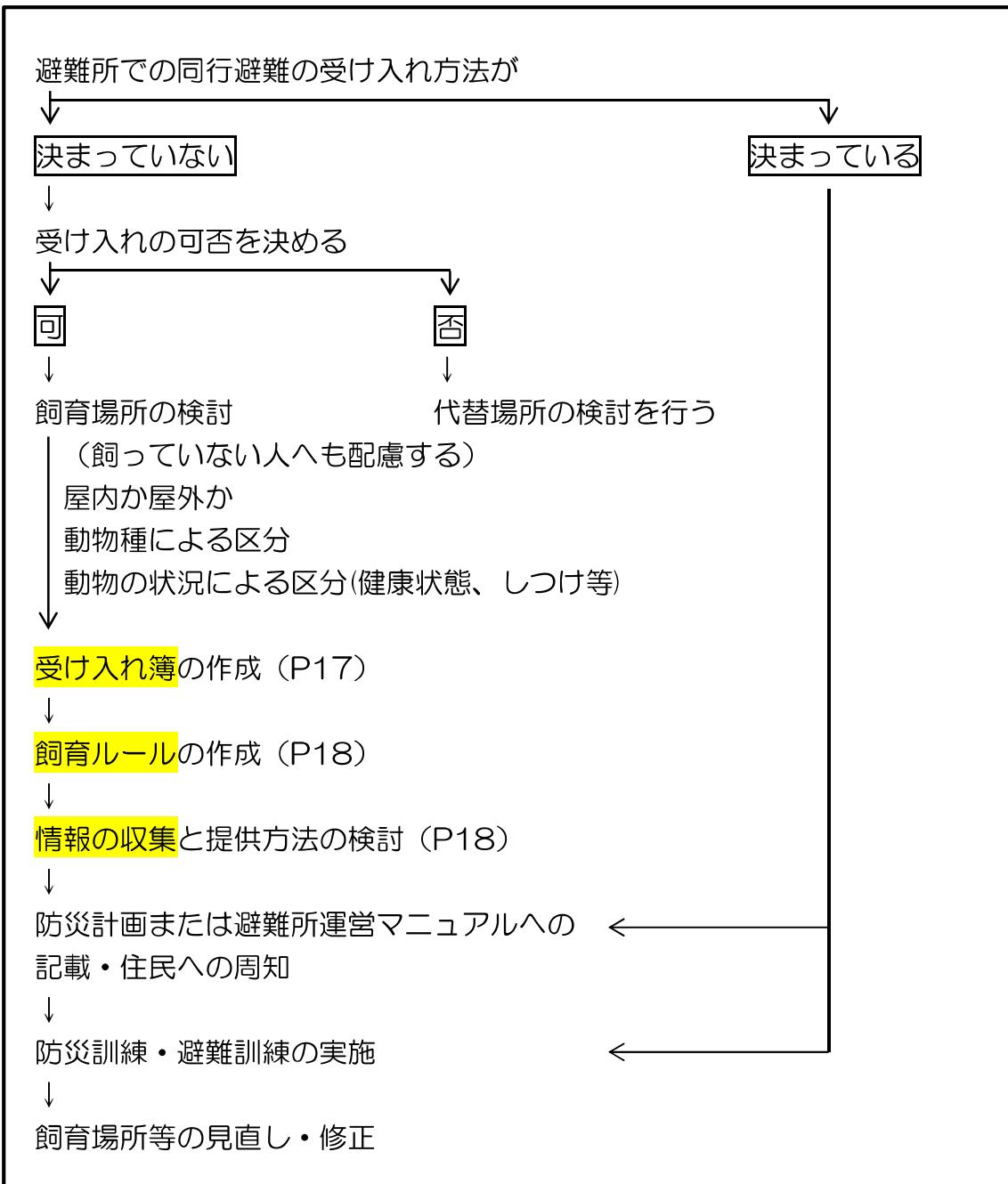


屋外の例：駐輪場や鉄棒、フェンスを利用
(屋根がない場合はブルーシートやテント等を使って風雨除けをしましょう)



屋内の例：飼育場所専用部屋やペット飼育者専用部屋にできる場合

<ペットとの同行避難体制推進手順>



2. 災害発生時

自治体からの避難呼びかけに伴いペットの飼い主は指定の避難所に同行避難されます。

飼い主に対し他の避難者への配慮や衛生面での協力保持を求め、施設の受け入れ可能な範囲で、ペットの同行避難に対応をします。

また、保護された飼い主不明の動物について滋賀県動物保護管理センターが対応するまでの間、一時的な保護についてできる限り御協力願います。

(1) ペットの同行避難受入れの判断

選定していた避難所の飼育場所の被災の有無および使用可能かの確認を行い、災害が発生した場合、市町にあっては指定避難所におけるペットの受入頭数を把握するものとします。また、避難者のペットの種類やペット避難用品の保持状況等から受入可否の判断をします。

(2) 避難所での受入れ

ア. 飼育場所の設置。

イ. ペットと同行避難してきた人の飼育場所への誘導、動物の受付。

ウ. 同行避難者に対する、避難所での飼育マニュアルの説明。

エ. マニュアル等の説明をする余裕がない場合、一時的な仮置きなどを指示。

原則として居室へのペットの持込みは制限することが必要ですが、施設に余裕があり、ペット同伴を望む避難者が多い場合などは、避難所運営会議などで対応を検討します。

また、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬など）は居室への同伴が必要となるので、避難所での受入れ体制を整える必要があります。

【平成28年3月現在、県内17頭（盲導犬12、介助犬3、聴導犬2）】

ペットに係る相談は、県動物救護本部もしくは動物保護管理センターへ相談するよう勧めます。

(3) 飼育場所の管理・運営

動物飼育場所で不足している物資などの要望を、**県災害対策本部経由**で県動物救護本部へ伝達してください。

状況に応じ、無理のない範囲で飼育場所の管理・運営に御協力願います。

(4) 飼育場所の閉鎖

避難所が役目を終えるときには動物飼育場所もその役目を終えます。

飼育場所の役割を終えた段階で飼育場所を閉鎖してください。

(5) その他

保護された飼い主不明のペットについてできる限り御協力願います。

動物保護管理センターが対応するまでの間、動物飼育場所に収容してください。

その動物については、他の飼い主同士が連携して自らのペットと同様に飼育するようしてください。

保護された飼い主不明の動物が犬であった場合、可能な限り、犬登録台帳等で飼い主を探すよう努めてください。

同行避難者等から飼育場所の環境改善についての要求があった場合、可能な範囲で対応していただくものとし、それを超える場合には県動物救護本部へ相談してください。

収容されている飼い主不明の動物について、動物保護管理センターへ御連絡ください。また、譲渡先を探すお手伝いをお願いします。

滋賀県編

県では、動物の適正飼養について啓発を推進するとともに、災害発生時における動物による人への危害を防止し、動物愛護の観点から、市町および関係団体等と連携し、逸走した動物の保護および飼養者への必要な支援等を行います。

1. 平常時

(1) 飼い主への啓発

ペットの適正な飼育や災害時の備え等について飼い主への啓発を推進します。

✿ 犬の場合 ✿

- ・**飼い犬登録**や年1回**狂犬病予防接種**を実施すること。
- ・**鑑札**と**注射済票**の装着が義務付けられていること。

(2) 市町の取り組み状況の把握

市町のペット同行避難の取り組み状況の把握に努め、必要に応じ指導助言を行います。

(3) 関係機関との情報交換

災害時に備え、関係機関等と災害対応にかかる情報交換等を行います。

2. 災害発生時

災害時には、飼い主不明または負傷した動物が発生すると同時に、被災者とともに避難所に避難してくるペットが多数生じ、これらに係る問題が予想されます。

このため、逸走した動物による人への危害防止および動物愛護の観点から、市町および関係機関等と連携し、これらの動物の保護および飼養者への必要な支援等を行います。

(1) 滋賀県動物救護本部の設置

- ア. 県生活衛生課と滋賀県動物保護管理センターで滋賀県動物救護本部を設置。
- イ. 災害時における被災動物救護活動に関する協定により、県と公益社団法人滋賀県獣医師会で**被災動物救護本部***を設置。
- ウ. 県関係部局、国、他自治体、一般財団法人ペット災害対策推進協会*(旧：全国緊急災害時動物救援本部)等との連絡調整および支援要請。

※被災動物救護本部の活動内容

- ・被災動物救護本部の設置および運営管理
(一財) ペット災害対策推進協会やペットフードメーカー、医薬品メーカーへの支援要請や義援金・救援物資の受付・管理などを行います。
- ・所有者不明の被災動物の応急処置
滋賀県動物保護管理センターに収容された、飼い主不明の負傷犬猫の治療を行います。
- ・その他、「災害時における被災動物救護活動に関する協定書」第3条第3項に基づいて、必要な業務を協議します。

※(一財) ペット災害対策推進協会の活動内容

- ・被災ペット等の救護活動に資するための予防対策
- ・現地動物救護本部等が行う被災ペット等の救護に対する支援

(2) 被災地域における動物の保護

県は、飼い主不明または負傷した犬およびねこの保護および収容を行うとともに、犬による危害の発生を防止するよう努めます。

また、関係機関と連携し、収容した負傷動物の救急活動に努めます。

(3) 避難所におけるペットの適正な飼養助言

県は、避難所を設置する市町から要請があった場合は、被災者とともに避難したペットが適切に飼養されるよう、指導および助言等の協力を行うとともに、次のことを実施します。

- ア. 避難所等へペットに関する必要な物資の提供。
- イ. 必要に応じ、被災者の愛玩動物の一時保管の支援。
- ウ. 被災者へ動物救護に関する情報提供。

ペットとの同行避難体制推進資料

1. 同行避難動物の管理等について

物資供給等の救援を的確に受けることのできるよう、同行避難したペットの登録を行い、状況把握に努めます。受付の流れは以下のとおりです。

飼い主は、責任をもって同行避難したペットの飼育および動物飼育場所の運営を行います。

また、避難所に避難してきた方々へ飼育ルールを掲示物で周知する等、動物飼育場所への協力と理解を得られるようにしましょう。

(1) 同行避難動物の登録

ア. 動物ごとの**飼養登録**。※別紙1, 2 (P19, 20) 参照
(登録申込書記載事項)

- ・飼い主の住所、氏名、携帯電話番号、避難所内での避難位置
- ・同行避難ペットの動物種、品種、動物の名前、性別（不妊、去勢手術実施の別）、毛色、特徴

※飼い主不明の動物については、最終的には動物保護管理センターが収容することとなります。飼い主が現れるか、センターに収容されるまでの間は、動物飼育場所で一時的保護の御協力をお願いします。その場合には動物飼育場所へ連れてきた方に登録申込書を書いていただきます。

イ. 登録書をもとに、**避難動物数の集計**等を行うための「収容動物登録簿」を作成し、一定期間ごとに更新し、現況の把握に努めます。

※別紙3 (P20) 参照

ウ. **受付手順**

(ア) 同行避難してきた飼い主に対し、別紙1 (P19) の**飼育動物登録申込書2枚**および別紙2 (P20) の**掲示用管理票1枚**を渡します。このときに**飼育場所のルール**ができていれば、それを飼い主に渡し、**遵守**するように説明します。(動物が複数の時には1頭ごとについて書いてもらいます。)

(イ) 渡した3枚すべてに記入してもらい、記載内容に食い違い等がないことを確認します。このとき飼い主が別の避難所等に行く際には必ず**携帯電話の番号等**を確認し、必要なときに連絡が取れるようにします。

(ウ) 飼育動物登録申込書の1枚は避難所責任者がまとめておき、もう1枚は飼い主が所有します。掲示用管理票はペットを収容するケージなどにつけ、他者にそのペットの情報を知らせます。

(エ) 不明な点や困ったことがあったら、県動物救護本部(県庁生活衛生課 電話: 077-528-3641 FAX: 077-528-4860)へ御相談ください。

(2) 避難所内での飼育

ア. 「飼育のルール」を避難所内に掲示し、周知徹底を図ります。

※避難所に掲示する「飼育のルール」の一例は別紙4(P21)のとおり。

イ. 動物に関するトラブルが生じたときは、飼い主らが責任をもって解決に努めることとしますが、必要に応じて県動物救護本部に相談します。

ウ. 動物飼育場所は一目で分かるようにし、関係者以外の立入りを制限します。

(有ると良いもの)・カラーコーン(重し付)

- ・セーフティーバー又は立ち入り禁止テープ
- ・のぼり「動物飼育場所」 等

(3) 飼育場所の維持管理

ア. 飼育場所では、動物種ごとにグループ分けをした方が良いでしょう。

犬嫌いの猫、猫嫌いの犬などが不必要に興奮しないように気をつけます。動物種によっては、時期により暖房が必須となりますので注意が必要です。

イ. 飼育場所およびその周辺の環境維持のため、飼い主同士でローテーションを組む等の方法により清掃、散歩、補修及び点検等必要な作業を定期的に実施しましょう。

(清掃) ケージに敷く敷材の交換

ケージの洗浄

ごみの収集、廃棄

(ふん・尿) ふん・尿の適正処理

(散歩) 犬は必ず実施しましょう

(補修) テント等飼育場所の設備

ケージ

看板

のぼり

(点検その他) 設備全般の点検

ローテーション及び作業内容の確認

ウ. 収容動物数に応じ、飼育場所の確保に努めましょう。

収容されたペットの種類や数により、資機材が不足する場合は、運営組織を通じて県動物救護本部に御相談ください。

(例) 飼育動物登録申込書

平成 年 月 日に、私と同行避難した動物について、動物飼育場所における登録を申し込みます。

1 (飼い主・保護した者) の情報

避難前の住所

氏名

携帯電話番号

避難所での避難位置

2 同行避難ペットの情報

動物種：犬・猫・その他()

品種：雑種・その他()

動物の名前()・年齢()・毛色()

登録情報等 登録番号(犬のみ)：()

狂犬病予防注射済票番号(犬のみ)：(H 年度,)

マイクロチップ番号()

性別(不妊・去勢手術歴)：オス・メス(不妊・去勢手術実施済み・未実施)

感染症予防ワクチン：無・有(種類：8種混合, 9種混合,)

持病の有無：

特徴：

※この用紙は、登録申込時に2枚提出願います。(避難所責任者、飼い主が1枚ずつ保有)

動物飼育場所登録番号：_____

(別紙2)

(例) 掲示用管理票

動物飼育場所登録番号 : (飼い主あり・飼い主不明)

ペットの名前 :

性別(避妊・去勢手術の有無) : オス・メス (不妊・去勢手術実施済み・未実施)

動物種 品種 :

持病の有無 特別食の有無 : 持病 有・無、 特別食 有・無

平時の飼養状態 : 室内飼い, 室外飼い, その他

: 給 餌 (朝, 夕, 夕, 間食()))

: 散 歩 (朝, 夕, 不定期, その他()))

: 嗜 好 (食べないもの:)

備 考 :

注意事項(咬み癖など) :

(別紙3)

(例) 収容動物登録簿

動物飼育場所登録番号 (飼い主あり・飼い主不明)

飼い主の情報 氏 名 : _____

住 所 : _____

ペットの情報 動 物 種 : _____

動物の名前 : _____

性 別 : オス・メス (不妊・去勢手術実施済み・未実施)

備考 :

入所日 : _____ 退所日 : _____

（記入例）

動物飼育場所登録No. : 1

飼い主の情報 氏 名 : 滋賀 太郎

住 所 : 大津市京町4丁目1-1

動物の情報 動 物 種 : 犬 雜種

動物の名前 : ポチ

性 別 : オス 去勢済

備考 : 右前肢切り傷

入所日 : 平成28年4月1日

退所日 : 平成 年 月 日

(例) 飼育のルール

飼い主の皆様へ

この非常事態では、あなたもペットもストレスを感じています。

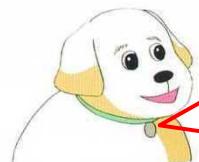
避難所は決して快適ではありませんし、見ず知らずの方との共同生活を送らなければなりません。

この避難所において、お互いが気持ちよく過ごすように、次のことを守ってください。

1 ペットには、所有者を明示する迷子札（飼い主の氏名や連絡先を記入したもの。）を装着し、決められた場所でケージ等に入れてください。

（犬の場合は鑑札と狂犬病予防注射済票を装着してください。）

また、治療中の病気や怪我がある動物については、その旨を注意書きしておいてください。



迷子札

例：

ドン（飼い主：滋賀太郎）
滋賀県大津市宗町4-1-1
077-528-3641
090-0000-△△△△

鑑札

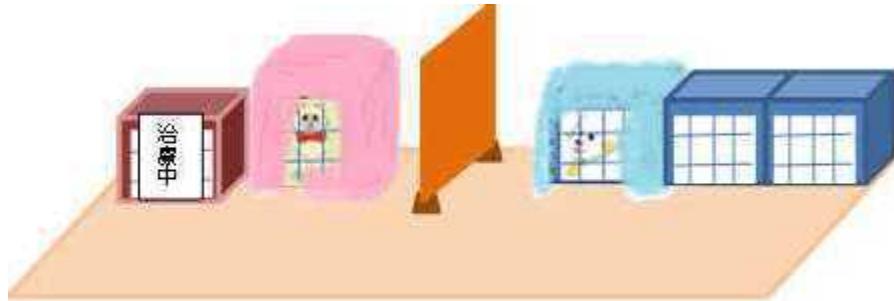
例：

25 犬鑑札 SI
第00001号
○○市

狂犬病予防注射済票

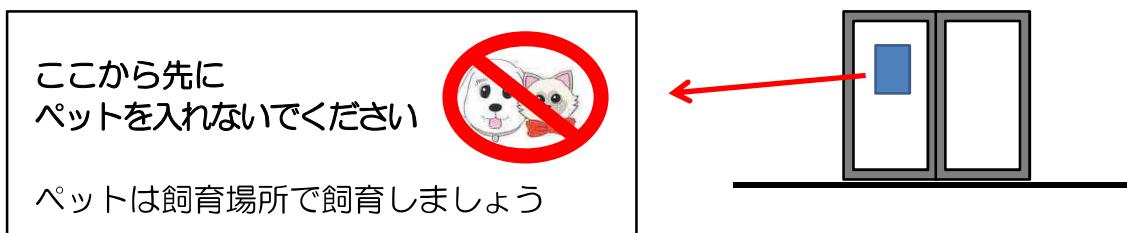
例：

狂犬病予防注射済
平成〇〇年度
滋賀県〇〇市
第00001号



2 ペットは、避難所運営組織の許可が無い限り、避難施設内（人が避難している場所）に持ち込むことはやめてください。

動物が嫌いな人、動物アレルギーを持つ方のことも考えましょう。



3 ペットの飼養管理及び動物飼育場所の管理・保守点検等は、飼い主の方々で行ってください。

また、廃棄物については、所定の位置に捨ててください。

- ・定時の給餌、給水及び後片付け
- ・ペットの体を清潔に保つ
- ・ケージや動物飼育場所周辺の清掃
- ・散歩（排尿、排便は決められた場所で行うこと）

4 避難所には、所有者不明の動物が収容される場合があります。この動物たちの世話をについてもご協力をお願ひいたします。

5 ペットが体調を崩した場合は、かかりつけの獣医師に相談して頂くか、滋賀県動物救護本部に連絡してください。

6 ペットに関するトラブルについては、飼い主同士で責任をもって対処してください。

7 その他、避難所運営組織もしくは避難所責任者の指示に従ってください。

2. 飼い主が不明な動物の一時保護について

飼い主が不明な動物については、動物保護管理センターが収容することとなります。しかし、飼い主が現れるか、センターに保護されるまでの間は、動物飼育場所で一時的保護の御協力をお願いします。

(1) 保護したとき

- ア. 収容動物登録簿に、保護された時の状況、動物の特徴等を記録。
- イ. 使用していない資材を活用し、動物飼育場所に収容。
- ウ. 負傷または病気をしていると思われる場合、避難所運営組織（以下「運営組織」とします）を通じた県動物救護本部への相談。

(2) 保護中の世話

- ア. 同行避難ペットと同様に「飼育のルール」に基づいて、行き先が決まるまでの間、他の動物とともに世話の実施。

(3) その他

- ア. 保護した動物の情報は、「収容動物登録簿」に記録し、関係者と情報を共有。
また、エサやケージ等の不足については、運営組織を通じて県動物救護本部に相談。
- イ. 保護した動物については、避難者の協力を得て少しでも多くの情報を入手し、飼い主探しの努力。
- ウ. 災害により失踪した動物の捜索依頼があった場合は、運営組織を通じて依頼内容を県動物救護本および関係者への伝達。

参考例

動物飼育場所 物品・資材要求書

月 日



物品名	数量	緊急性
		高 中 低
		高 中 低
		高 中 低
		高 中 低
		高 中 低
		高 中 低
		高 中 低
備 考		

△△避難所 連絡調整責任者名

参考例

飼い主不明動物 状況報告書

月 日



動物種	品種	性別	毛色等	付属物（首輪、名札等）	備考（保護した場所など）
その他連絡事項					

△△避難所 連絡調整責任者名

参考例

搜索動物連絡書

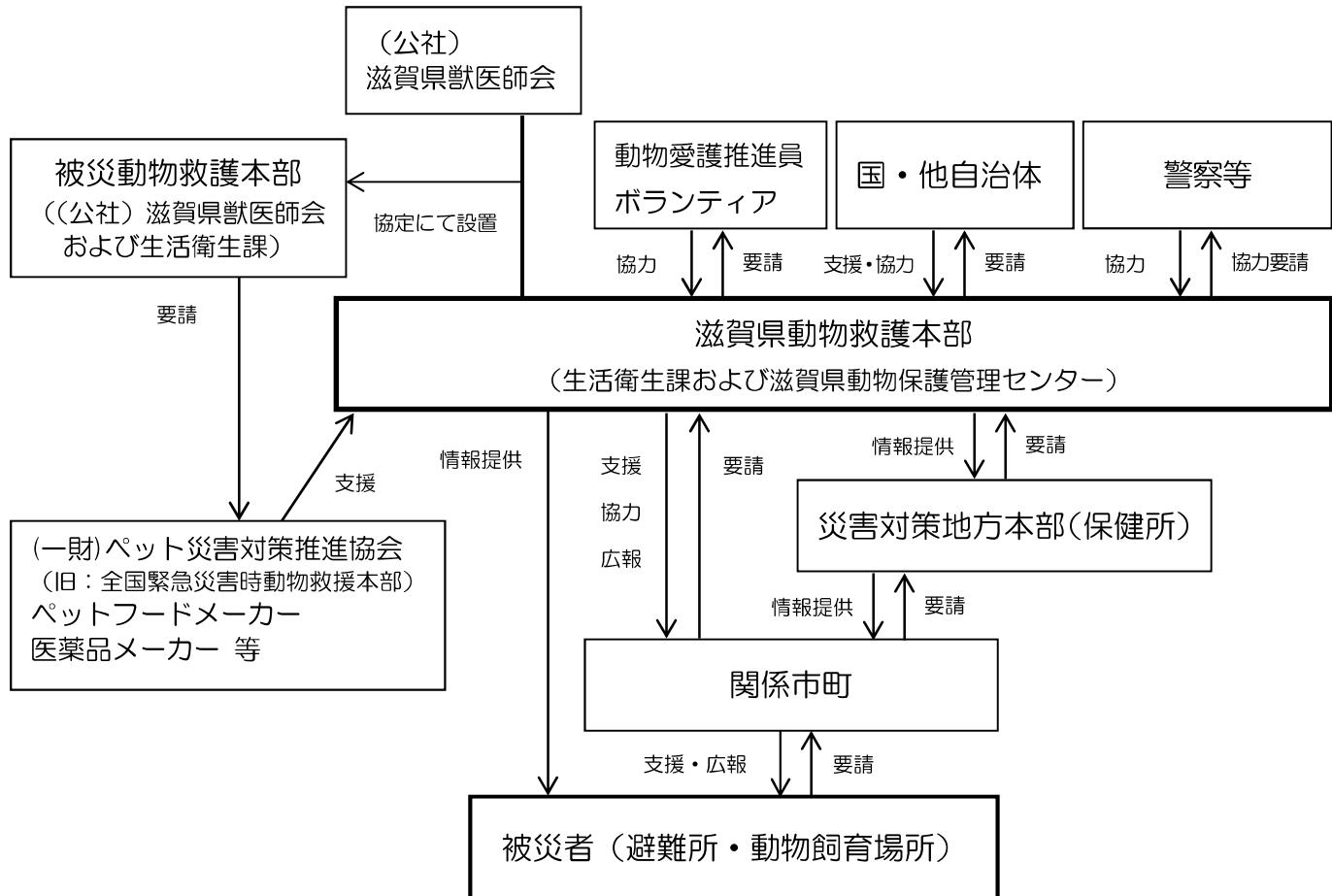
月　日

県動物救護本部 行 ⇔ 県災害対策本部
↓ ↑
○○市町△△避難所 ⇔ 市町災害対策本部

動物種	品種	性別	毛色等	付属物 (首輪名札等)	いなくなったときの状況場所など
その他連絡事項					

△△避難所 連絡調整責任者名

【動物救護対策活動フロー図】



平成 28 年 9 月 14 日
滋賀県健康医療福祉部生活衛生課
大津市京町四丁目 1-1
TEL : 077-528-3641